

公布された規則のあらまし

佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六九号）

1 占用料を徴収しない占用物件等について見直しを行うこととした。（第一条関係）

2 この規則は、平成二四年一〇月一日から施行することとした。

佐賀県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第七〇号）

1 泊地の使用料の額を改定することとした。（別表関係）

2 様式について所要の改正を行うこととした。（様式関係）

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、平成二四年一〇月一日から施行することとした。